

【自由民主党 I T 戦略特別委員会でのヒアリング資料】

「個人情報保護法の改正に関する
中間整理（案）」
に対する意見

2019年5月21日

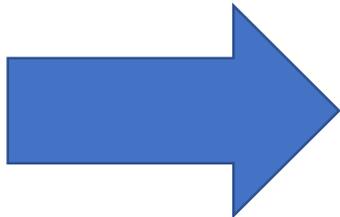
Hello, Future!



- データの利活用は日本の産業競争力強化のもっとも重要なファクターのひとつ
- 個人情報保護と利活用のバランスが重要
- 制度設計に当たっては、民間企業の実態を十分に踏まえることが必要

前回改正時での当連盟の主な主張（2015年2月）

- 個人情報定義の拡大によるデータ活用後退
⇒ 特定個人識別されない符号単体のみで規制すべき理由がない
- 外国企業によるルール遵守
⇒ 日本国政府による直接執行ができない。インターネットはグローバルネットワークであり国内企業のみでの過剰規制は無意味。外国企業により日本人のデータの更なる流出のおそれ



今後も変わらない重要な視点

■開示請求

✓デジタル手続法の趣旨に沿って、電磁的形式による提供をしてもよいことをデフォルト化すべき

✓いわゆるデータポータビリティについては、現時点ではまだ緻密に議論すべきことが多く慎重かつ丁寧な議論が必要。

(どの分野のどのデータでやるのか、誰にどのような規律が課されるのか、データの移転方法はどうか、企業がデータを持つことのインセンティブをどう保つのか 等)

■利用停止等

- ✓仮に利用停止できる条件・範囲を拡大した場合、
「利用停止」の概念はどうなるのか、サービスごとの異なる対応などプライバシーポリシーとは別の個別対応を求められるのかなど実務面での対応について検討すべき事項が多く極めて慎重に検討すべき
- ✓中間整理にあるとおり、事業者によって管理体制が様々であり、範囲を現行より拡大して一律の対応の規律に服させるのは、極めて慎重に検討すべき

中間整理 P18

「加えて、事業者によっては、安全管理上の理由等から、個人情報データベース等を部門ごとに別々に管理している場合もあり、このような場合に全部門の個人データを容易に名寄せし、利用停止等ができるような体制になっているかという論点もある。」

- ✓漏えい報告を義務化するか否かにかかわらず、企業側の現状の対応における現場での迷いや負担などをきめ細かく分析したうえで、義務化の可否を含め慎重に検討するべき

- ✓認定団体に加入しているかどうかにかかわらず、
実務面での悩みを企業側が相談できる体制の強化も
図ってほしい

✓クッキーなどそれ単体では、特定個人を識別しないものについて引き続き規制する必要はない

- ✓課徴金導入については、国内企業による法律の遵守状況の実態をみると、立法するまでの事実がないため、慎重な議論が必要
- ✓なお、海外企業への域外適用・執行の確保は重要

✓外国企業に対して、個人情報保護委員会は、命令の権限がなく、罰則の適用もできない。

※新経済連盟は、越境経済下における国内企業と国外企業の規制面でのイコールフットィングを求める観点から、全事業法令等において域外適用と執行を確保するための一括整備法令の制定を提案している。

✓海外企業への法適用と法執行を確実に担保する枠組みを構築することが必要。国内取得個人情報の国内サーバ保存義務付け（データローカライゼーション）も含めて検討することが必要。

- ✓いわゆる個人情報保護法制2000個問題も課題。
- ✓行政機関、独立行政法人、地方公共団体等も対象に、民間も含め一本の法律で規制することを検討すべき

Hello, Future!

